

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年11月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100079号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100042号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年7月27日、標準賞与額を45万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月28日、標準賞与額を56万円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年8月8日、標準賞与額を46万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月27日、標準賞与額を56万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月28日、標準賞与額を56万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成30年7月31日、標準賞与額を46万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成27年7月
② 平成27年12月
③ 平成28年8月

- ④ 平成 28 年 12 月
- ⑤ 平成 29 年 12 月
- ⑥ 平成 30 年 7 月

私は、A社から請求期間①から⑥までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑥までの賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及びB銀行から提出された預金取引明細表（以下「預金取引明細表」という。）により、A社から請求者に対して請求期間①は45万7,000円、請求期間②は56万円、請求期間③は46万円、請求期間④は56万1,000円、請求期間⑤は56万2,000円、請求期間⑥は46万4,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払年月日については、預金取引明細表及び複数の同僚から提出された請求期間①から⑥までの賞与明細書、預金通帳又は取引明細表から、請求期間①は平成27年7月27日、請求期間②は同年12月28日、請求期間③は平成28年8月8日、請求期間④は同年12月27日、請求期間⑤は平成29年12月28日、請求期間⑥は平成30年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A社において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求により訂正決定された者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥については、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100086号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100043号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年7月27日、標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月28日、標準賞与額を35万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年8月8日、標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月27日、標準賞与額を36万円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月28日、標準賞与額を36万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成30年7月31日、標準賞与額を31万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成30年12月28日、標準賞与額を36万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月

- ② 平成 27 年 12 月
- ③ 平成 28 年 8 月
- ④ 平成 28 年 12 月
- ⑤ 平成 29 年 12 月
- ⑥ 平成 30 年 7 月
- ⑦ 平成 30 年 12 月

私は、A社から請求期間①から⑦までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑦までの賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、A社から請求者に対して請求期間①は30万円、請求期間②は35万9,000円、請求期間③は31万円、請求期間④は36万円、請求期間⑤は36万1,000円、請求期間⑥は31万4,000円、請求期間⑦は36万3,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑦までの賞与支払年月日については、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された請求期間①から⑦までの賞与明細書、預金通帳又は取引明細表から、請求期間①は平成27年7月27日、請求期間②は同年12月28日、請求期間③は平成28年8月8日、請求期間④は同年12月27日、請求期間⑤は平成29年12月28日、請求期間⑥は平成30年7月31日、請求期間⑦は同年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑦までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A社において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求により訂正決定された者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤、⑥及び⑦については、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100085号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和60年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年2月19日から同年4月15日まで

国の記録では、A社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成31年4月15日となっているが、私は、同年2月19日に派遣社員として同社に入社し、翌月に支給された給与から厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されていたので、同日を資格取得日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された労働者名簿により、請求者は、同社に平成31年2月19日に入社し、令和元年6月26日に退職していることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、平成31年4月15日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、厚生年金保険法第12条第1項のロにおいて、臨時に使用される者であって2月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されているところ、A社から提出された請求者に係る労働条件通知書(兼)就業条件明示書及び派遣元管理台帳によると、1回目の契約における雇用期間(請求期間の一部を含む。)は、平成31年2月19日から同年4月5日までとする期間の定めがあったことが確認できる。

さらに、A社から提出された請求者に係る労働条件通知書(兼)就業条件明示書及び派遣元管理台帳によると、2回目の契約における雇用期間は、平成31年4月

15日から令和元年6月30日までの期間であり、当初から2か月以上の雇用契約を結んでいることが確認できるところ、同社は、2回目の契約における雇用開始日である平成31年4月15日から厚生年金保険に加入させており、1回目の契約における雇用期間は2か月を超えないため、厚生年金保険には加入させておらず、請求期間に係る保険料は給与から控除していない旨回答している。

加えて、A社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求期間に係る保険料は給与から控除されていないことが確認できる上、当該賃金台帳により確認できる差引支給額は、B銀行から提出された請求者に係る取引推移一覧表において確認できるA社からの振込額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。